

議会改革推進委員会会議録

1 開会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年9月17日(水) 午後1時00分開会
- (2) 場 所 清川村庁舎3階 第2・3会議室

2 出席者

- (1) 出席議員 細野賢一議長
(6名) 細野洋一副議長
笹原和織議会運営委員長
城所英樹総務文教常任委員長
落合美和企画振興常任委員長
小林大介議員(オブザーバー)
- (2) 事務局 杉山洋正事務局長・佐藤周平副主幹

3 欠席議員 なし

4 傍聴者 なし

5 案 件

- (1) 議会基本条例(案)について
- (2) その他

6 経 過

◎ あいさつ

◎ 議 事(午後1時00分～)

(1) 議会基本条例(案)について

- ・細野議長進行のもと、協議がなされた。
- ・協議内容は以下のとおり。

(内容)

・事務局

前回、8月13日の本委員会で、条例案ということで一条一条皆さんで検討していただき、それを8月18日の全協で議員の皆様にお示しし修正案があればということで、小林議員から意見をいただきましたので、ご説明していただいて、検討していただければと思います。

・細野議長

それでは、小林議員説明をお願いします。

・小林議員

意見を求められたところだったので、いろいろと思ったところを提出させていただきました。

一応メンバー外ですが、ここで意見をお伝えさせていただく場をいただき、ありがとうございます。

大筋としては大きく変えなくて大丈夫かなと思いながら文言の修正とか、揃えるところとかを主に意識して提出したつもりですので、「もてる」を漢字にするとか、「・」を「、」にするとかそういったところばかりかなと思います。

その他、補足説明をするようなところも特になく、提出した資料のとおりです。

・細野議長

暫時休憩とし、小林議員の提出された基本条例（案）の条文について、文言整理をすることとします。

暫時休憩（午後 1 時 4 分）

再開（午後 1 時 33 分）

・細野議長

それでは、前文から順に整理していきます。

前文 4 行目の「信頼のもてる」は「信頼の持てる」に修正する。

第 1 条中、「活発化」は、「活性化に修正する」。また、「議会運営や議会議員の活動内容」は、「議会運営と議員の活動内容」に修正する。

第 2 条は、保留とし、笹原議員に修正していただくようお願いする。

第 3 条中、「議員相互間」の「間」を、削除する。

第 4 条は、そのまま。

第 5 条は、「審議内容等」の「等」を削除する。また、「情報伝達」の後に「手段」を追加する。

第 6 条は、保留とし、笹原議員に修正していただくようお願いする。

第 7 条は、「議会は、法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事項は、次のとおりとする。（1）清川村総合計画基本構想」に修正する。

第 8 条は、そのまま。

第 9 条は、「現代にふさわしい」を「時代に即した」に修正する。

第 10 条は、そのまま。

第 11 条は、冒頭に「議会は、」を追加し、「調査法務機能」を「調査及び法務機能」に修正する。また、同条第 2 項は、「村長は、前項の体制整備を実現するため、必要な予算の確保に努める

ものとする。」に修正する。

第12条は、そのまま。

第13条は、「議員は、」を「議会は、」に修正し、「議会機能を維持し迅速な対応をとり、」を「議会機能を維持し迅速に対応し、」に修正する。

第14条は、そのまま。

第15条は、「検討・見直し等、」を削除する。また、第2項に「規則を別に定めるものとする。」旨の文言を追加することとし、条文については笹原議員に整理をお願いする。

以上とし、保留となった第2条、第6条及び第15条第2項を含めて全体の文言整理は、笹原議員に今月末までにとりまとめて事務局へメールで提出されるようお願いします。

・ 笹原議員

それでは、9月中にとりまとめて、10月の全協で協議するようにします。

・ 事務局

今後の大まかなスケジュールとしては、10月の全協で協議し、12月の議会だよりでパブリックコメント実施の周知と意見の処理、1月中旬に条例案を議案として作成して、3月定例会に上程、令和8年4月1日施行の予定になります。

・ 細野議長

今日はとてもいい議論ができたと思います。

それでは、笹原議員には、条例案のとりまとめをお願いしまして終わりにしたいと思います。

(2) そ の 他

- ・ 特になし。

◎ 閉 会 細野議長

7 閉会の日時 令和7年9月17日（水）午後2時8分